住所　東京都墨田区石原４丁目14番３―303号
　イマム・ホセイン　昭和63年６月17日生
住所　東京都江東区木場６丁目７番18―210号
　孫佳妮　平成元年12月28日生
住所　広島県山県郡北広島町川西206番地10
　胡成宝　昭和42年11月６日生
　楊艶麗　昭和43年11月22日生
　胡士聡　平成12年６月27日生
住所　広島市佐伯区観音台１丁目16番17号
　胡静　平成３年８月15日生
住所　千葉県松戸市松戸2051番地
　金国男　昭和59年10月７日生
住所　千葉県松戸市根本115番地１
　林暁瑩　平成10年12月24日生
住所　埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目５番13―309号
　金勇義　昭和47年７月31日生
　徐烈花　昭和48年５月14日生
　金宇峰　平成16年４月２日生
　金宇妍　平成19年９月13日生
住所　大阪市西成区梅南３丁目７番30号
　金正來　昭和31年９月７日生
　丁準美　昭和32年３月24日生
　金俊貴　昭和60年８月18日生
住所　大阪府東大阪市大**蓮**南３丁目６番29号
　李容吉　昭和53年１月13日生
住所　大阪市鶴見区焼野１丁目１番２―1107号
　姜智栄　昭和50年６月26日生
　朴梨菜　平成12年５月18日生
　朴諒　平成15年１月12日生
住所　大阪府寝屋川市仁和寺本町６丁目10番10―906号
　朴鐘吉　昭和25年１月８日生
　鄭好子　昭和27年１月19日生
　朴亜紀　昭和53年４月22日生
　朴由紀　昭和55年５月13日生
　朴直史　昭和57年９月５日生
住所　大阪府守口市大久保町３丁目20番２号
　崔在連　昭和48年４月９日生
住所　大阪市西成区潮路１丁目３番14号
　李政雄　昭和17年７月３日生
住所　大阪市東成区東小橋３丁目４番11号
　朴裕賀　昭和60年12月24日生
住所　大阪府泉大津市松之浜町２丁目12番26号
　趙喜順　昭和34年１月３日生
　全アヤ　平成９年５月３日生
住所　大阪市平野区平野東１丁目８番35号
　姜美旭　昭和60年11月29日生
住所　大阪市都島区友渕町１丁目３番１―510号
　金明美　昭和41年６月10日生
　金南奈　平成11年10月30日生
住所　大阪市生野区**巽**西１丁目１番18―1203号
　金一彰　平成５年１月６日生
　金康之　平成６年11月１日生
住所　大阪市西区本田４丁目９番23―901号
　李昌文　昭和57年12月15日生
住所　大阪府箕面市如意谷４丁目６番12―404号
　朴泰剛　昭和40年６月13日生
　冨永輝美　昭和39年12月３日生
　朴成益　平成13年６月４日生
住所　大阪市生野区桃谷４丁目１番39号
　宋敬子　昭和24年８月７日生
住所　大阪市天王寺区国分町２番３―704号
　金美恵　昭和51年10月30日生
住所　大阪市東成区玉津２丁目９番15号
　金知恵　昭和56年３月24日生
住所　東京都葛飾区南水元３丁目６番１―550号
　郭常清　昭和54年12月10日生
住所　東京都杉並区和泉２丁目９番７号
　李莉　昭和51年８月９日生
住所　東京都調布市多摩川５丁目４番地１
　ルゲリーア・エンリケス・メンデーサ　昭和52年５月９日生
住所　千葉市稲毛区稲丘町28番13号
　洪性柱　昭和24年11月11日生
住所　千葉県市川市本塩24番18号
　李玉成　昭和26年７月15日生
住所　千葉県浦安市猫実４丁目18番35号
　メルヴィン・シリオラ・サラザー　昭和52年７月24日生
住所　東京都三鷹市牟礼５丁目４番18号
　李城勲　昭和29年５月18日生
住所　京都市南区吉祥院南落合町40番地
　徐秀慶　昭和59年９月18日生
住所　京都市右京区嵯峨広沢南野町53番地５
　朴在淑　昭和18年３月４日生
　鄭秀南　昭和42年９月12日生
　鄭成恵　昭和48年１月16日生
住所　京都市北区上賀茂山本町13番地
　金盛揮　昭和45年１月１日生
住所　京都市南区唐橋琵琶町34番地２
　辛純治　昭和40年６月25日生
　浦上ヲモ子　昭和41年１月15日生
　辛新志　平成６年２月２日生
　辛才志　平成８年６月２日生
　辛誌穏　平成16年11月22日生
住所　京都市南区西九条東島町８番地１
　金京順　昭和12年３月３日生
　金康徳　昭和42年９月15日生
住所　京都府宇治市槇島町一ノ坪17番地７
　朴大輔　昭和55年８月28日生
住所　京都府船井郡京丹波町下山野丸８番地30
　鄭雄吉　昭和16年７月14日生

○財務省・農林水産省告示第十一号

食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成三年七月三十一日農林水産省・大蔵省告示第五号（食品流通構造改善促進法第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十四日

農林水産大臣　森山　裕
財務大臣　麻生　太郎

第一号1(3)中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

○農林水産省告示第八百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百三十一条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十七号（漁業災害補償法第百三十一条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める共済契約で定める割合の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

第一号中「第十九条第五号」を「第十九条第六号」に、「七千五百万円」を「二億円」に改める。

第二号中「七千五百万円」を「二億円」に、「六千万円」を「一億六千万円」に改める。

第三号中「第十九条第六号」を「第十九条第七号」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十八年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百十七号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第一条の六の規定に基づき、国土交通大臣が定める施設又は工作物を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

道路法施行令第一条の六の国土交通大臣が定める施設又は工作物は、トンネル、橋以外の施設又は工作物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」・北海道函館市赤川町地内から同市上湯川町地内まで）並びにこれに伴う道道及び市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道函館市赤川町、神山町、陣川町、東山町、東山三丁目、山の手三丁目、日吉町四丁目、滝沢町、見晴町、高丘町及び上湯川町地内

２　使用の部分　北海道函館市見晴町及び高丘町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道函館市桔梗町地内の函館インターチェンジから同市上湯川町地内の函館空港インターチェンジまでの延長10.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」）並びにこれに伴う道道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。